

高校生通学支援制度 Q & A

Q1 この事業で補助を受けるための条件は何ですか？

A1 以下の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ①高等学校等に通学する生徒等及び保護者等がともに朝日地域又は温海地域に住所を有すること。
- ②通学のために、JR又はバス（公共交通機関）の定期券を購入していること。
- ③通学に際し、他の制度による補助金や助成を受けていないこと。

Q2 JRやバスには乗らず、自家用車で高等学校まで送迎していますが、この事業の対象になりますか？

A2 公共交通機関を利用しない場合は、この事業の対象にはなりません。

ただし、駅又はバス停までの自家用車送迎については、対象になる場合があります。
（自家用車送迎加算）

Q3 定期券はいつ頃支給されますか？

A3 定期券が支給されるのではなく、自分で定期券を購入し、定期券の有効期限終了後に補助金申請する流れになります。

Q4 自家用車送迎加算について教えてください。

A4 通学に際し、JRに接続するバスに往復乗車することが時刻表上できない場合など、保護者の自家用車送迎が不可欠な場合は、一定の計算式で算定した金額を補助対象経費とします。ただし、部活動時間は考慮せず、片道2 km以上のなどの条件があります。詳しくはお問合せください。

Q5 3年生と1年生の兄弟を駅（バス停）まで一緒に送迎していますが、それぞれに自家用車送迎加算がなされるのでしょうか？

A5 兄弟・姉妹等がともにJR（バス）の定期券を購入して通学する場合は、それぞれの通学費を補助対象とします。ただし、自家用車送迎加算はあくまでも特例的な措置であることから、その対象は限定的に取り扱います。Q5のような場合は、どちらか一人分について自家用車送迎加算することになります。

Q6 回数券や現金でJR（バス）に乗って通学していますが、この事業の対象になりますか？

A6 この事業の対象にはなりません。Q&A1で回答したとおり、定期券の購入が補助を受けるための条件となります。

Q7 補助金の計算方法について、詳しく教えてください。

A7 自宅から通学する高等学校等までの合理的な経路をもとに、1年間を通して通学するために最も経済的な定期券代を年間補助対象事業費の基準とします。

Q8 申請の時期と窓口を教えてください。

A8 定期券の有効期限が終了した日以降に手続きしてください。申請期限は、定期券の有効期限が属する年度末となります。
申請窓口は、温海地域にお住まいの方は温海庁舎総務企画課（朝日地域にお住まいの方は朝日庁舎総務企画課）です。東日本旅客鉄道株式会社及び庄内交通株式会社の各窓口では補助金申請手続きができませんのでご注意ください。

Q9 申請手続きに必要な書類を教えてください。

A9 以下の書類を提出していただきます。

- ① 補助金等交付申請書（規則 様式第1号）
- ② 通学明細書（要綱 様式第1号）
- ③ 請求書
- ④ 使用済み定期券の写し又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写し
- ⑤ 学生証の写し又は生徒（学生）であることを証明する証書類

※なお申請書類は、当HPから様式を印刷するか、温海庁舎総務企画課に準備しているものを使用するかし、「記入例」を参考にご記入ください。

※書き方など不明な場合は、下記を準備して申請手続きにおいでください。

- ①使用済み定期券の写し又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写し
- ②学生証の写し又は生徒（学生）であることを証明する証書類
- ③申請者（保護者等）の判子（認印可）
- ④申請者（保護者等）名義の口座がわかるもの